様式第５-２号

省エネ推進・エコリフォーム工事券申込における注意事項確認承諾書（事業所）

長岡京市商工会

　会長　藤井 宣之　様

省エネ推進・エコリフォーム工事券申込にあたり、下記の内容について承諾いたします。

記

* 各種法令に抵触していないこと
* 省エネ推進・エコリフォーム工事券　利用制限（下記）の内容を理解し、省エネ推進・エコリフォーム工事券（以下　エコ工事券という）購入申込者に対しその旨を説明していること
* いかなる場合でもエコ工事券のキャンセル、払い戻しはできないことを承知し、申込者に対して適切な提案していること
* エコ工事券は、工事施工完了日の令和５年３月１５日までしか使用できないこと
* エコ工事券の工事施工完了日の令和５年３月１５日を過ぎた場合、無効となり支払いに応じないこと
* エコ工事券を申込した方以外の利用及び譲渡、転売などの行為は禁止とし、このような行為が発覚した場合はエコ工事券を無効とし、エコ工事券の返還をすること
* エコ工事券の事務手数料については、長岡京市商工会会員事業所０％・非会員事業所１０％とする。
* エコ工事券の使用において、施主と登録事業所間でトラブル等があった場合でも長岡京市商工会がその責を負わないこと
* 不正が発覚した場合は法的措置をとらせて頂く場合があること

省エネ推進・エコリフォーム工事券利用制限

（１）エコ工事券が利用できる工事着手開始日前の工事代金の支払いにエコ工事券は利用できません。

（２）工事に付随しない什器備品類のみの購入代金の支払いにエコ工事券は利用できません。

（例：照明器具、映像機器など）

（３）エコ工事券の利用期間は、工事完成日の令和５年３月１５日までです。

利用期間が過ぎるといかなる場合でも使用できません。

（４）事業に供するための資産に係る工事代金の支払い等にエコ工事券を利用することはできません。

（例：事務所、アパート、マンション、貸しビル、貸店舗、教室など）

（５）店舗や事務所などと住宅の複合物件の場合は、店舗や事務所などの部分の工事代金の支払いにエコ工事券を利用することはできません。

（６）国・府・長岡京市の補助金との併用はできません。また「リフォーム工事券」との併用もできません。

（７）機械設備などの保守及び点検修理、委託管理業務、自動車、収入印紙、京都府収入証書、申請手数料などへの作業なども支払いと対象となりません。詳細については、必ず事前に長岡京市商工会へお問合せ下さい。

以上

令和　４年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　住　　　　　 所：

　　登録事業所（者）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞